

健康ウオッチング

東陽病院 院長 伊藤 文憲

横芝町の皆さん今日は。今回はペット（PET）についてのお話です。「ペット」と言っても犬や猫のことではありません。PETとは「ポジトロン断層撮影法」と呼ばれる新しい検査法です。後に述べる事情から特殊な施設でしか使用できないためその普及が遅れていました。しかし、平成16年10月より近隣の総合病院にPET装置が導入されて検査が可能となりました。

PET検査はX線CTに似た装置で、心臓や脳等の動きを断層画像（縦、横方向とも可能）として描出し、病気の原因や臓器の状態を捉えることが出来ます。検査はポジトロンという陽電子を放出する薬剤（放射性同位元素）を静脈内に投与し、薬が体内を移動し各臓器に集まる様子を、体外からPET装置で撮影します。薬剤を選ぶことにより多くの疾患の診断が可能となります。この際に一番大事な

れる部位のために診断が困難です。消化管等の管腔臓器の早期診断もPETでは困難で、超音波検査やCT検査、内視鏡検査と組み合わせたPET検査が推奨されます。

PET検査では使用する同位元素が放射線を出しますので放射線被曝が起こりますがその量は少量であり、PETとCTを同時に行った場合でも通常の胃X線検査程度です。

PET検査は、てんかんや虚血性心疾患、十種類の癌（肺、乳腺、大腸、頭頸部、脳、脾臓、悪性リンパ腫、転移性肝癌、原発不明癌、悪性黒色腫）では一定の条件を満たす場合に健康保険で受診可能ですが、一回の検査に3割自己負担で2万円位かかります。主治医と良くご相談して下さい。なお、個人の希望によるPET検査は通常のドックの費用に8万円位追加になります。人間ドックなどの申し込みは国保旭中央病院PET画像診断センター（☎63-3333）に直接ご連絡して下さい。

●総合相談日
1月14日（金） 9～12時
※東陽病院 ☎84-1335

屋外広告物の許可申請

景観の維持及び事故を防止するため、屋外広告物を設置する場合には許可が必要になります。

これから広告物の設置を予定されている方、また既に設置されていて手続きが済んでいない方は、相談して下さい。

なお、冠婚葬祭・祭礼等のため一時的に表示したり、自己の住居・事務所等に設置する広告物で合計面積が20㎡以内のもの等については許可の必要はありません。

許可申請に必要な書類

- ① 屋外広告物等表示（設置）許可申請
- ② 付近見取図
- ③ 形状・寸法・材料及び構造に関する図面
- ④ 色彩及び広告面のデザインを示す図面
- ⑤ 設置場所の所有者又は管理者の同意書（他人の所有物に設置する場合）

●高さ4m以上の独立広告物については事前に建築確認申請を提出し、確認を受けることになっています。

●許可申請の手続きには、一定の手数料が必要になります。

※問い合わせ先 建設課管理係 ☎82-8827